同（137） フィターゼ（その２の(2)）	（略）

３・４　（略）

同（140） フィターゼ（その２の(2)）	（略）

３・４　（略）

附　則

この告示は、平成三十年七月一日から施行する。

○農林水産省告示第二千百六十五号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十一号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十六年四月十二日農林水産省告示第九百十四号（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第十六条第一項の規定に基づき、採捕の数量等の報告者及び漁獲努力量等の報告者の使用に係る入出力装置を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年十二月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
２　規則第11条第２号に掲げる漁業を営む者の使用に係る入出力装置	２　規則第11条第２号に掲げる漁業を営む者の使用に係る入出力装置

整理番号	入出力装置の管理者の名称	入出力装置の設置場所	入出力装置の管理番号
（略）	（略）	（略）	（略）
4	（略）	新潟県新潟市中央区新光町４－１ 新潟県農林水産部水産課内	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
6	（略）	静岡県沼津市戸田339	（略）
7	（略）	三重県度会郡南伊勢町奈屋浦20清洋水産株式会社内	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

整理番号	入出力装置の管理者の名称	入出力装置の設置場所	入出力装置の管理番号
（略）	（略）	（略）	（略）
4	（略）	新潟県新潟市中央区新光町４－１ 新潟県庁水産課内	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
6	（略）	静岡県沼津市戸田523－９	（略）
7	（略）	三重県度会郡南伊勢町奈屋浦91	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

３　規則第11条第３号に掲げる漁業を営む者の使用に係る入出力装置

整理番号	入出力装置の管理者の名称	入出力装置の設置場所	入出力装置の管理番号
1	一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会	東京都千代田区内神田１－３－１	20150800

（新設）

４　規則第11条第４号に掲げる漁業を営む者の使用に係る入出力装置

整理番号	入出力装置の管理者の名称	入出力装置の設置場所	入出力装置の管理番号
1	一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会	東京都千代田区内神田１－３－１	20150800

（新設）

５　規則第11条第５号に掲げる漁業を営む者の使用に係る入出力装置

（略）

３　規則第11条第３号に掲げる漁業を営む者の使用に係る入出力装置

（略）